



「化学物質排出把握管理促進法（化管法）」対象物質の検討から 石けん類を除外するよう環境省へ要望書を提出

シャボン玉石けん株式会社（本社：福岡県北九州市／代表取締役社長 森田隼人）は、11月9日に環境省に訪問し、有害性のある化学物質の環境排出量を把握することなどを定める「化学物質排出把握管理促進法（化管法）」の対象物質の検討から、石けん類（脂肪酸ナトリウム、脂肪酸カリウム）を除外するよう求める要望書を提出いたしました。宮崎環境大臣政務官からは、「検討を進めていく」と要望書を受け取られました。

シャボン玉石けんは、今後も人にも自然にもやさしい無添加石けんの製造・販売を通じて持続可能な社会の実現に努めてまいります。



（写真左：左から、シャボン玉石けん専務取締役・高橋／宮崎環境大臣政務官／シャボン玉石けん代表取締役社長・森田／公明党・秋野参議院議員／シャボン玉石けん取締役研究開発本部長兼品質本部長・川原）

【要望書提出の背景】

化学物質排出管理促進法（化管法）における PRTR 制度では、対象となる化学物質を「第一種指定化学物質」として定義しています。2020年2月、「第一種指定化学物質」の見直しが行われ、石けん類が対象物質候補となりました。この改正案に対するパブリックコメント（2020年2～3月）には多くの反対意見が寄せられ、弊社も政府に対して意見書を提出しましたが、石けん類は対象物質のままとなりました。その後、秋野参議院議員による国会での答弁もあり、石けんが対象物質となることに関して議論されることになりました。また、パブリックコメント（2021年12月～2021年1月）でも反対意見が多数寄せられ、2021年10月に公布された改正では、石けん類が対象物質から外れることになりました。

石けんは、約1万年前に誕生したと言われており、様々な学術的研究によって、易分解性であり、水生生物に対する毒性が低く、肌に対しても刺激性が低いことが明らかです。しかしながら、パブリックコメントに対する回答では、「対象物質として引き続き検討する」と記載があり、安全性の高い石けん類への誤解を招く恐れがあること、石けんを使用することは環境保全に寄与することなどから、公明党の秋野参院議員を通じて、環境省に対して石けん類を化管法の対象物質の検討から除外するよう要望書を提出いたしました。

■化学物質排出把握管理促進法とは・・・

PRTR 制度と SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

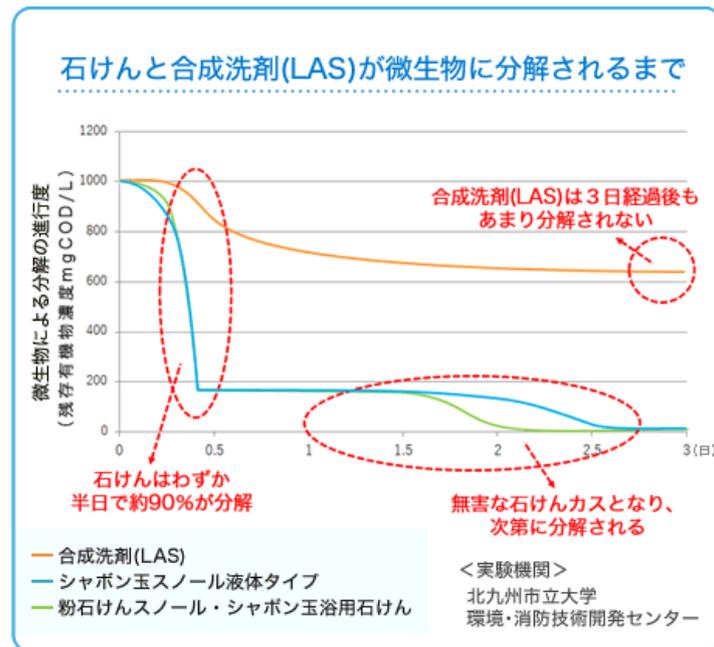
■PRTR 制度とは・・・

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。

（経済産業省 HP 化学物質排出把握管理促進法より引用）

【石けんの易分解性について】

石けんは、排水として海や川に流れ出ると、短期間で大部分が水と二酸化炭素に生分解されます。石けんカスも環境中に流れますが、微生物や魚のエサとなります。石けんは、生分解性に優れ、環境にもやさしい洗浄剤といえます。下記グラフは北九州市立大学が生分解性について調査した結果で、石けんは合成洗剤（LAS）に比べて生分解性が極めて高いということが分かっています。



<要望内容について>

2021年11月9日

環境大臣政務官
宮崎 勝 殿

シャボン玉石けん株式会社

代表取締役社長 森田 隼人

脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムを化管法対象物質の検討から除外する要望書

脂肪酸ナトリウムや脂肪酸カリウムの混合物である石けんは、天然油脂から作られるもので、約1万年前から使用されていたとされており、現在では手指洗浄や身体洗浄、衣類洗浄など様々な用途で使用され我々の生活に欠かせないものとなっております。

この石けんは、これまでの様々な学術的な研究によって、易分解性であり、水生生物に対する毒性が低く、肌に対しても刺激性が低いことが明らかです。このようなことから、手洗い頻度の高い医療従事者の手荒れを予防することで新型コロナウイルスなどの感染症予防に重要な役割をもつだけでなく、環境改善の取組み材料の一つとしても注目されています。

石けんは化管法対象候補物質として検討されましたが、令和3年10月20日に公布されました「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」では対象物質からは外れました。しかし、パブリックコメントに対する回答には「混合物としての指定の是非について引き続き検討」との記載もあり、脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムの使用をやめ、安全性などの評価が不十分な合成界面活性剤の使用を促すことにもなりかねません。

令和3年4月7日参議院決算委員会において、秋野公造参議院議員が指摘した石けんが化審法及び化管法にて検討された根拠が、あらゆる脂肪酸ナトリウム・脂肪酸カリウムを積み上げて積算されたものであり、それらが否定された以上検討ありきの姿勢は受け入れられず、ゼロベースで対応すべきと考えます。自然環境の保全、そしてSDGsの達成のためにも以下を要望いたします。

要望事項

1) 化管法の対象物質として脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムの検討から除外

(要望理由)

パブリックコメントに対する回答には「混合物としての指定の是非について引き続き検討」との記載もありますが、対象物質として検討することも必要ないと考えます。脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウム全てに有害性があるようなことは誤認を起しかねない状況であること、また、化管法のひとつひとつ細やかな有毒性の調査を行う思想には反すると考えます。脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムを対象物質として検討を継続すれば、安全性などの評価が不十分な合成界面活性剤に切り替わっていく可能性もあります。また、脂肪酸の一部の成分は「半減期1日以下」に該当する可能性があることから、除外を検討いただきたい。

2) 化審法の優先評価物質から脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムの除外の検討

(要望理由)

脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムを優先評価化学物質としてリスク評価を継続すれば、安全性などの評価が不十分な合成界面活性剤に切り替わっていく可能性もあります。また、脂肪酸ナトリウム及び脂肪酸カリウムの一部の成分は「半減期1日以下」に該当する可能性があることから、検討する対象物質から除外していただきたい。